

事 務 連 絡
令 和 5 年 9 月 29 日

各都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

ゲートキーパーに関する e ラーニング教材の配信について（情報提供）

平素より、厚生労働行政の推進につき御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

自殺対策については、令和4年10月14日に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、当該大綱において、「生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要」とされたところです。

自立相談支援機関等は、生活困窮者に対する相談支援等を行う中で、悩んでいる人の自殺の危険を示すサインに気づき、必要な支援につなげていく「ゲートキーパー」の役割が期待されていることから、自殺の危険を示すサインやその対応方法等に関する基礎知識を習得しておくことが重要です。

今般、厚生労働省において、ゲートキーパーに関する e ラーニング教材を作成しましたので、各自治体におかれましては、関係団体等に対して周知を行っていただくとともに、必要な知識の習得に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、受講にあたっては、以下別添資料を御参照いただきますようお願いいたします。

（別添）「JSCP ゲートキーパー研修受講・アクセスマニュアル～誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して～令和5（2023）年9月19日 Ver.01」（URL：<https://jscp.or.jp/community/gatekeeper.html>）

（参考資料1）「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」の一部改正について（通知）（令和5年3月20日付け厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）、社会・援護局地域福祉課長連名通知）

（参考資料2）こどもの自殺対策推進のために（都道府県知事、指定都市市長、都道府県議会・指定都市議会議員、都道府県・指定都市教育長、市区町村長、市区町村議会議員、市区町村教育長宛3大臣からのメッセージ送付について）（令和5年9月8日付け厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省プレスリリース）

（参考資料3）リーフレット「ゲートキーパーになろう！」

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 鈴木、米谷、高橋
電話 03-5253-1111（内線 2290、2231）
夜間 03-6812-7848
FAX 03-3592-1459